

令和6年泉北環境整備施設組合議会

第2回定例会 会議録

令和6年5月29日（水）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和6年5月29日(水)午前10時4分、泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	松本	善弘	君
3番	加藤	滋明	君	4番	二瓶	貴博	君
5番	久保田	和典	君	6番	大塚	英一	君
7番	西條	徹	君	8番	村田	雅利	君
9番	丸谷	正八郎	君	10番	松本	真麗	君
11番	原	重樹	君	12番	浜田	千秋	君
13番	遠藤	隆志	君	14番	小野林治三夫	君	
15番	坂本	健治	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	辻	宏康	副 管 理 者	南出	賢一
副 管 理 者	畑中	政昭	事 務 局 長	由比	淳
会 計 管 理 者	近藤	眞理	総 務 部 長	月下	浩一
環 境 部 長	村上	則次	総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	渡邊	一午
総 務 部 次 長	坂上	晃	総 務 部 財 政 課 長	山内	良二
総 務 部 財 政 課 参 事	大西	英明	総 務 部 財 政 課 長 代 理 局 兼 監 査 事 務 局	加藤	勝英
総 務 部 総 務 課 長	奥田	大輝	環 境 部 次 長	松山	立幸

環境部次長	阪上	徹	環境部次長	石川	晋一
環境部 環境事業課長 兼 泉北センター所長	赤阪	和成	環境部 資源循環型社会推進課長 兼 第1事業所長	野井	昭彦
環境部 資源循環型社会推進課参事	小西	秀典			

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 総務課長代理	北橋	孝司	総務部総務課主幹 兼 人事係長	阪口	一臣
---------------	----	----	--------------------	----	----

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 議席の指定について |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 議会議案第 1 号 | 副議長辞職の許可について |
| 日程第 5 | 議選第 1 号 | 副議長の選挙について |
| 日程第 6 | 議会議案第 2 号 | 議長辞職の許可について |
| 日程第 7 | 議選第 2 号 | 議長の選挙について |
| 日程第 8 | 議選第 3 号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 11 | 監査報告第 3 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 5 年 12 月分) |
| 日程第 12 | 監査報告第 4 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 6 年 1 月分) |
| 日程第 13 | 監査報告第 5 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 6 年 2 月分) |
| 日程第 14 | 監査報告第 6 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 6 年 3 月分) |
| 日程第 15 | 監査報告第 7 号 | 令和 5 年度定期監査の結果報告について |
| 日程第 16 | 報告第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和 6 年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算 (第 1 号) について) |
| 日程第 17 | 議案第 5 号 | 泉北環境整備施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する
条例制定について |
| 日程第 18 | 議案第 6 号 | 泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 19 | 議案第 7 号 | 泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例制定について |

日程第 20 議案第 8 号 令和 6 年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第 2 号）について

(午前10時4分開会)

○議長（坂本健治君） 議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和6年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で、定数の半数以上の出席をいただいておりますので、令和6年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで、管理者より組合議会招集のご挨拶のため発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 皆様、おはようございます。

令和6年本組合議会第2回定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様方におかれましては、本定例会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。また、泉大津市、高石市の議員の皆様は、役員改選により本組合の派遣議員としまして新たにお迎えすることとなり、歓迎を申し上げますとともに、引き続きお世話になります議員の皆様と共に、今後とも本組合業務の格別のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、既に皆様方のお手元にお届けいたしておりでございます。いずれの案件につきましても、後ほど担当から詳しくご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本健治君） 管理者の挨拶が終わりました。

なお、本日の日程につきましては、議会申合せ事項により、日程第8、議選第3号、議会運営委員会委員の選任についてまでの議事の取扱い及び日程につきましては、私が決定させていただくものとして、お手元にご配付しております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

○議長（坂本健治君） それでは、**日程第1、議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

1番 明石宏隆議員、2番 松本善弘議員、3番 加藤滋明議員、4番 二瓶貴博議員、5番 久保田和典議員、6番 大塚英一議員、7番 西條 徹議員、8番 村田雅利議員、9番 丸谷正八郎議員、10番 松本真麗議員、以上のとおり議席を指定いたします。

その他の議員におかれましては、従前の議席でお願いしたいと思います。

○議長（坂本健治君） 続きまして、**日程第2、会議録署名議員の指名について**であります、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

3番 加藤滋明議員、10番 松本真麗議員の両名にお願いしたいと思います。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の定例会は本日1日といたしましてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（坂本健治君） 次に、**日程第4、議会議案第1号、副議長辞職の許可について**を議題といたします。

本件につきまして、村田雅利議員より副議長の辞職願が提出されたことによるものであり、ここで、地方自治法第117条の規定により、村田雅利議員の除斥を求めます。

（村田議員退席）

お諮りいたします。

村田雅利議員の副議長辞職について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、村田雅利議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、村田雅利議員の除斥を解きます。

（村田議員着席）

ここで、村田雅利議員より副議長退任のご挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

○副議長（村田雅利君） 一言お礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

私、昨年5月に議員各位のご推挙によりまして本組合議会副議長に就かせていただき、そ

の間、大過なく大役を務め終えることができましたのも、ひとえに皆様方のご指導とご協力の賜物と深く感謝いたしているところでございます。

今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、副議長退任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂本健治君） 挨拶が終わりました。

○議長（坂本健治君） 次に**日程第5、議選第1号、副議長の選挙**についてを議題といたします。

本件につきまして、既に協議いただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私より指名申し上げます。

4番 二瓶貴博議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議選第1号、副議長の選挙については、4番 二瓶貴博議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました二瓶貴博議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選人を告知いたします。

それでは、二瓶貴博議員より副議長就任のご挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

○副議長（二瓶貴博君） 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、不肖私が、議員皆様方のご推挙によりまして本組合議会副議長に当選いたしましたことを、この上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしている次第でございます。

議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りまして、責任を全うしたいと願っているところでございます。

よろしく願いいたしまして、就任の御礼とご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂本健治君） 挨拶が終わりました。

次の日程第6につきましては、私の身分に関する件でございますので、ここで副議長と議

長職を交代させていただきます。

副議長、よろしくお願いいたします。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

○副議長（二瓶貴博君） それでは、しばらくの間、私が議長職を務めさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（二瓶貴博君） **日程第6、議会議案第2号、議長辞職の許可について**を議題といたします。

本件につきましては、坂本健治議員より議長の辞職願が提出されたことによるものであります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、坂本健治議員の除斥を求めます。

（坂本議員退席）

お諮りいたします。

坂本健治議員の議長辞職について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、坂本健治議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、坂本健治議員の除斥を解きます。

（坂本議員着席）

ここで、坂本健治議員より議長退任のご挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

○議長（坂本健治君） 退任に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

ただいま本組合議会議長を辞職させていただきました。在任中は本当に皆様にご協力いただき、誠にありがとうございました。そして、管理者を含め理事者の方々にも多くのご協力をいただき、本当にありがとうございました。

この辞職した後も、一議会議員として一生懸命頑張ってまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしく申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○副議長（二瓶貴博君） 暫時休憩いたします。

（午前10時15分休憩）

（午前10時16分再開）

○副議長（二瓶貴博君） 再開いたします。

○副議長（二瓶貴博君） 続きまして、**日程第7、議選第2号、議長の選挙について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議をいただいておりますので、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法により当選人を定めることとし、私よりご指名申し上げたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、私よりご指名申し上げます。

8番 村田雅利議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議選第2号、議長の選挙については、8番 村田雅利議員が議長に当選されました。

議長に当選されました村田雅利議員が議場におられますので、本席から本組合議会会議規則第32条第2項の規定により、議長当選人を告知いたします。

それでは、新議長が誕生いたしましたので、これをもちまして議長職を交代いたします。

村田議長、議長席にお着き願います。併せて、議長就任のご挨拶をお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（村田雅利君） 会議を始める前に、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、私、村田雅利、議員皆様方のご推挙によりまして本組合議会議長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄でございます。心より感謝申し上げます。

私、議会運営につきましては、微力ながら、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、公正かつ円滑な議会運営に努めさせていただきます。また、本組合の発展と市民福祉の推進に誠心誠意努めてまいります。

今後とも、皆様方のご協力、ご指導を重ねてお願い申し上げまして、簡単粗辞ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、会議を再開いたしたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第8、議選第3号、議会運営委員会委員の選任について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき、私よりご指名申し上げ、選任させていただきたいと思います。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、2番 松本善弘議員、3番 加藤滋明議員、6番 大塚英一議員、7番 西條 徹議員、13番 遠藤隆志議員、15番 坂本健治議員、以上6名の方々を選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

よって、議選第3号、議会運営委員会委員の選任については、ただいまご指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

また、正副委員長も、委員各位のご同意をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員長は6番 大塚英一議員、同じく副委員長は2番 松本善弘議員、以上の方々に委員長並びに副委員長をお願いすることに相なりましたので、よろしくお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。

選任されました議会運営委員会委員により、ただいまより議会運営委員会を開催することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいまより議会運営委員会を開催することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時21分休憩)

(午前10時37分再開)

○議長(村田雅利君) ただいまより会議を再開いたしたいと思っております。

なお、本日のこれよりの日程、日程第9以降については、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

引き続き、議事に入ります。

○議長(村田雅利君) **日程第9、議案第3号、監査委員の選任について**を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、浜田千秋議員に除斥を求めます。

(浜田議員退席)

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

辻管理者。

○管理者(辻 宏康君) 管理者の辻でございます。

ただいまご上程いただきました議案第3号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任されておりました久保田和典議員におかれましては、役員改選により退任されますので、その後任といたしまして、浜田千秋議員を選任いたしたく、ここに、地方自治法第196条第1項並びに本組合同規約第12条第2項の規定に基づきまして、議会のご同意を賜りたくご提案を申し上げる次第でございます。

浜田千秋議員におかれましては、平成17年9月に和泉市議会議員にご就任され、市議会議長をはじめ要職を歴任され、豊富な知識と経験は、本組合監査委員として適任であると確信をいたしておる次第でございます。

どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(村田雅利君) 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、浜田千秋議員の除斥を解きます。

(浜田議員着席)

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第10、議案第4号、公平委員会委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

辻管理者。

○管理者(辻 宏康君) 管理者の辻でございます。

ただいまご上程いただきました議案第4号、公平委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで公平委員会委員を務めていただいております小林勝彦氏の任期が令和6年7月26日までとなっておりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会のご同意を賜りたくご提案申し上げた次第でございます。

小林勝彦氏の経歴につきましては、お手元にご配付しているとおりでございまして、優れた識見と豊かな経験をお持ちであり、本組合公平委員会委員として適任であると確信をいたしておる次第でございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村田雅利君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号、公平委員会委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第11、監査報告第3号から日程第14、監査報告第6号までの報告については**、いずれも例月現金出納検査の結果報告でありますので、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑のご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第15、監査報告第7号、令和5年度定期監査の結果報告について**を議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第199条第9項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（村田雅利君） 次に、日程第16、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に内容説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました報告第1号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

本件は、職員の死亡退職に伴う退職手当を支給するに当たり、泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）について、令和6年4月26日付、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認を求めらるるものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条第1項のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,387万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,192万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき、歳出よりご説明申し上げます。

16ページ、17ページの下段をお願いいたします。

3歳出、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきまして、1,387万2,000円の追加をお願いするもので、職員手当等で職員の退職に伴う退職手当を追加するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。上段をご覧ください。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきまして、ごみ処理費の歳出予算増額に伴い、組合市分担金1,387万2,000円の追加をお願いするものでございます。

以上が、専決処分した令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決処分の承認を求めることについては、報告どおり承認することに決定いたしました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第17、議案第5号、泉北環境整備施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、泉北環境整備施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、専門的な知識経験等を有する電気主任技術者を任期付職員として採用するに当たり、所要の規定を設けるものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨として、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、職員の任期を定めた採用として、専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用できる場合について、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するなど、

第1号から第4号に定める場合に採用できるとするものでございます。

次の第3条は、専門的な知識経験を必要とする業務以外の業務についても、一定の期間内に終了することが見込まれる業務など、任期を定めて採用することができる場合を定めるものでございます。

23ページをお願いいたします。

次の第4条は、短時間勤務職員の任期を定めた採用として、短時間勤務職員につきましても、任期を定めて採用することができることを定めるものでございます。

次の第5条は、任期の特例として、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第6条第2項に規定する条例で定める場合について、任期が3年と定められている職員の任期を3年以上に延期することができる場合について定めるものでございます。

次の第6条は、任期の更新として、更新できる任期の範囲を定めており、第2条の規定または第3条・第4条の規定により採用された職員の任期更新の期間の範囲について、それぞれ定めるものでございます。

次の第7条は、給与の特例として、任期を定めて採用された職員及び任期を定めて採用された短時間勤務職員の給与月額の設定について定めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

第8条は、給与条例の適用除外として、任期を定めて採用された職員及び任期を定めて採用された短時間勤務職員について、適用除外項目を定めるものでございます。

次に、第9条は、委任について定めるものでございます。

最後に、附則でございます。

第1項につきましては、この条例の施行日を公布の日からとするもので、第2項及び第3項につきましては、関係する条例の条文に、「泉北環境整備施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の文言を加えるものでございます。

以上が、議案第5号、泉北環境整備施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、泉北環境整備施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第18、議案第6号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第6号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるものとされたことから、本組合においても会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の規定の整理を行おうとするものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

第1条につきましては、趣旨規定でございまして、新たに「勤勉手当」の文言を加えるものでございます。

次の第3条は、パートタイム会計年度任用職員の給与について定めるもので、第1項に新たに「勤勉手当」の文言を加え、第2項は「報酬」を「給与」に文言の修正を行うものでございます。

次の第11条の2第1項は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤

勉強手当支給については、本組合職員の給与条例第34条の規定を準用することを定め、第2項は、任期の定めが6か月に満たない者のみなし規定について、この条例の期末手当支給の規定を準用することを定めるものでございます。

28ページをお願いいたします。

第16条につきましては、通勤に係る費用弁償について文言の整理を行うものでございます。

恐れ入ります、26ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上が、議案第6号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号については原案どおり可決いたしました。

○議長（村田雅利君） 次に、**日程第19、議案第7号、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第7号、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

本件は、ただいま議案第6号でご可決いただきました泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、育児休業している職員の勤勉手当の支給要件等について、文言の整理等、所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。

第7条は、基準日に育児休業している職員へ勤勉手当を支給する要件を定めるもので、会計年度任用職員を除外する定めを削除するものでございます。

次の第8条は、第7条で会計年度任用職員の文言を削除したことに伴い、文言の整理を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

次の第10条及び第11条につきましては、今回の条例改正を機会に文言の整理を行うもので、第10条は、地方公務員法の条ずれの是正及び「再任用短時間勤務職員等」の文言の修正を、第11条は、「正規の勤務時間」の次に新たに文言を追加するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号、泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案どおり可決いたしました。

○議長(村田雅利君) 次に、**日程第20、議案第8号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第2号)**についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○総務部長(月下浩一君) 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第8号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いいたします。

本件は、先ほど議案第6号でご可決いただきました泉北環境整備施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するに当たり、歳入歳出予算の追加をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条第1項のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,250万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき、歳出よりご説明申し上げます。

38ページ、39ページの下段をお願いいたします。

3歳出、第2款総務費、第1項総務管理費につきまして、32万3,000円の追加をお願いするもので、職員手当等で28万円、共済費で4万3,000円の追加を、次の第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきまして、25万1,000円の追加をお願いするもので、職員手当等で21万7,000円、共済費で3万4,000円の追加を、それぞれお願いするものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。上段をご覧ください。

2歳入、第5款諸収入、第2項雑入につきまして、スクラップ売却代の増収見込みにより、57万4,000円を追加するものでございます。

以上が、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わり

ます。

○議長（村田雅利君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。
質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号、令和6年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号については原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 管理者の辻でございます。

令和6年本組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日までご提案申し上げました案件につきまして、慎重なご審議の上、いずれもご可決、ご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日の議会役員改選に伴いまして、新たに村田議長、二瓶副議長、議会選出監査委員に浜田議員が就任されました。また、議会運営委員会委員につきましてもご選任を賜り、心からお祝いとお礼を申し上げるとともに、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

なお、この後、議員全員協議会を開催いただき、立地検討業務の報告をさせていただくこととなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、施設の更新、さらなるごみの減量や4Rの推進など、いろいろな課題が山積しておりますが、これらの課題を的確に把握し、組合市と連携を図りながら、今後と

も正副管理者と職員一同が一丸となって、しっかりと諸課題の解決に取り組んでまいりますので、議員皆様におかれましては引き続きご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（村田雅利君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして令和6年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時7分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 村 田 雅 利

泉北環境整備施設組合議会前議長 坂 本 健 治

泉北環境整備施設組合議会副議長 二 瓶 貴 博

同 署 名 議 員 加 藤 滋 明

同 署 名 議 員 松 本 真 麗